

第24回市民まつり

習志野[★]まつり 2017

募集要項

『出店の部』

会場が昨年と異なりますのでご注意ください



習志野市民まつり実行委員会

参加募集要項「出店の部」

1. 目的

習志野市民まつりの開催趣旨である「市民手づくりによるまつりで習志野らしさを生み出し、ふるさと意識を育み、まつりを市民にとって誇りのあるものとして次世代に継承する」を実現するため、市内各地域からのまつり参加者、来場者のふれあいの場、憩いの場を設ける。

2. 出店日時

平成29年7月16日(日)午前9時00分～午後9時00分

3. 出店場所

きらっと広場(市役所新庁舎東側)

4. 募集項目及びコマ数

募集項目	会場	コマ数	コマの規模及び設備	出店協賛金
グルメの部 (飲食物の販売)	きらっと広場 (市役所新庁舎東側)	32コマ	・テント付き ・1コマサイズ:2.7m×3.6m ・長机2本、コンセント1口、照明付き	40,000円
バザーの部 (物品販売・ゲーム等)	きらっと広場 (市役所新庁舎東側)	16コマ	・テント付き ・1コマサイズ:2.7m×3.6m ・長机2本、(コンセント及び照明はなし)	30,000円

※1 各団体の申込みコマ数は、グルメの部、バザーの部ともに各1コマまで。ただし、申込状況によりグルメ・バザーの部とも2コマ目希望者の抽選を別途行います。2コマ目の申込みを希望される方は、予め出店申込書所定欄に記入の上お申込みください。2コマ目の出店協賛金も同額となります。

※2 バザーの部の設備は、コンセント及び照明はありませんので、ご注意下さい。

※3 上記の出店協賛金のほかに、清掃費として1コマにつき2,000円をお預かりします。

※4 荒天による中止の場合は、出店協賛金は返還いたしません。

5. 応募資格

千葉県暴力団排除条例(平成23年9月1日施行)に抵触しない者及び出店の内容が市民まつりの趣旨を逸脱しない者で、次の(1)(2)のいずれかに該当するもの

(1) 習志野商工会議所の会員であること、かつ、習志野市内に店舗又は事業所を有する事業者
(ただし、登記のみで店舗又は事業所が市内に実在しない事業者は不可)

(2) 市内で活動している団体又は市内の町会・自治会など

※千葉県暴力団排除条例に関するお問い合わせは習志野警察署刑事課(☎047-474-0110)まで

6. 申込方法

(1) 受付

①受付方法 … 習志野商工会議所(☎047-452-6700)にて電話受付

②受付期間 … 4月12日(水)～4月21日(金)午前9時～午後5時(土曜日・日曜日を除く)
期間内に募集コマ数に達した場合は、その時点で締切りとなります。

(2) 提出書類等

	提出書類	提出期限	提出方法
1	【別紙1】出店申込書	4月28日(金)	習志野商工会議所へ 郵送または持参
2	【別紙2】誓約書		
3	【別紙3】従事者用出店申込書	5月31日(水)	

4	【別紙4】 従事者用誓約書		
5	【別紙5】 出店企画書(グルメ用)		
6	検便検査証(食業者等の方は検便受診済証の写しでも可)※各団体で予め用意	出店説明会まで (6月12日(月))	

※1 出店説明会(下記の項目7を参照)までに、出店協賛金及び清掃負担金の納入をお願いします。

※2 グルメ・バザー両方に、出店を希望の場合は別々に申し込んでください。

※3 提出後の変更等は速やかに手続きをしてください。期限内に書類の提出がない場合、受付は無効になります。

※4 虚偽の申請等が判明した場合は、出店を取り消す場合があります。

7. 参加に関する事項

(1) 出店者説明会

出店者説明会では会場図面、駐車場など開催概要の説明後、コマ割り抽選会を行い、出店場所を決定します。その後、応募状況に応じて2コマ目希望者の抽選を行います。

なお、説明会の日時、会場、出店協賛金の納入等については、申込書受付後に商工会議所より各責任者あてに通知します。

(2) 出店協賛金

募集項目	会場	出店協賛金	備考
グルメの部 (飲食物の販売)	きらっと広場 (市役所新庁舎東側)	40,000円	2コマ目の出店協賛金は 1コマ目の金額と同額
バザーの部 (物品販売・ゲーム等)	きらっと広場 (市役所新庁舎東側)	30,000円	

※1 上記の出店協賛金のほかに、清掃費として1コマにつき2,000円をお預かりします。

※2 出店協賛金が未納の場合は、抽選の対象外とさせていただきます。

※3 説明会当日に2コマ目が当選された方は、その場で2コマ目の協賛金及び清掃負担金を収めていただきますのでご承知おき下さい。

※4 荒天により中止の場合は、出店協賛金は返却いたしません。

(3) 出店の決定

商工会議所では、受付順に書類審査を経て、習志野警察署へ提出します。

習志野市民まつり実行委員会が出店を決定し、市民まつり事務局より代表者様宛に「出店許可証」、「駐車許可証」を郵送します。

(4) 電気の使用について

グルメの部 … 照明以外に電気を使用する場合は、出店申込書に使用する電気製品を詳しく記入して下さい。なお、電気使用の上限は1コマ 1.5kwです。

バザーの部 … 電源は用意しません。照明及び発電機は出店者側で用意して下さい。

(5) 火気の使用について

火気を使用する場合は、火気の種類を出店申込書に記入して下さい。

消火器は各自持参して下さい。(無い場合は、出店取り消しの場合があります。)

(6) 酒類販売について

移動小売免許の申請は、出店者が直接行って下さい。

《申請先》

千葉東税務署

〒260-8577 千葉市中央区祐光1-1-1 ☎043-225-6811

(7) 習志野健康福祉センター(旧保健所)の申請について

グルメコーナーに出店される方は、〇-157の検便検査が必要となります。

なお、検査は出店者自らが行ってください。

※手洗い用の水など、各自持参願います。

(8) 出店物及び会場の管理

出店物の保管は自主管理とします。主催者は一切責任を負いません。

(9) 駐車場について

1コマの出店につき、車1台分の駐車許可証を発行します。

(10) 車両の搬入搬出について

会場への搬入搬出は当日に行い、時間厳守でお願いします。前日搬入はできません。

○搬入時間 … 平成29年7月16日(日)午前6時～午前8時30分

○搬出時間 … 平成29年7月16日(日)午後9時15分～午後10時

(11) 清掃負担金の徴収

ゴミの処理は、各出店者が責任を持って帰って下さい。また、まつり終了後、速やかに各自のコマ及びその周辺を清掃していただきます。

毎年、出店後の清掃に相当の時間と費用を要しているため、1コマにつき2,000円の負担金を預り金として徴収します。上記(2)の出店協賛金と共に、習志野商工会議所にお支払いください。清掃されていることを確認後、本部テントにて「清掃表」、「名札」と引き換えで負担金を返金いたします。

(12) 実演等の事故

自己のコマ内で生じた事故、損害に対し、主催者は一切責任を負いません。

(13) 販売品に対するクレーム

販売品に対する顧客からのクレームについては、出店者において対処して下さい。主催者は一切責任を負いません。

(14) 衛生管理について

グルメコーナーで食物等の販売を行う出店者は、衛生管理に充分注意を払って下さい。消毒液等で適宜手の消毒を行って下さい。

8. 誓約書について

まつり会場及びその周辺での迷惑行為(目的外駐車・騒音等)を起こさないよう、出店者から関係者の皆さんに周知徹底していただくため、「誓約書(別紙2)」の署名・捺印をお願いいたします。

9. その他

- ・テント、その他の持込み及び自己のコマ外での展示・実演は、会場内が大変混雑しますので、堅くお断りします。
- ・他の出店者に迷惑となる行為は一切しないで下さい。市民まつり実行委員会の指示に従わない場合は、出店を取りやめていただく場合があります。

- ・偽ブランド品については、一切取り扱わないで下さい。取扱いが発覚した場合は、出店を取りやめていただきます。
- ・会場及びその周辺では、ドローン(小型無人機)の飛行を禁止しています。ドローンの販売はご遠慮下さい。
- ・本申請に伴う個人情報は、市民まつり以外に使用しません。

《申込み・問合せ先》

■習志野商工会議所 経営室

住 所：〒275-0016 習志野市津田沼4-11-14

電 話：047-452-6700

F A X：047-452-6744

■習志野市民まつり実行委員会事務局

住 所：〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-47(第三分室2階)

電 話：047-453-9289 ※5月15日(月)より事務局移転

F A X：047-452-3103